

自治振興交付金に関する資料

1 自治振興交付金とは

(1) 目的

市内には201の区・自治会があります。地域活動の担い手として大きな役割を果たしてきた区も人口減少や少子高齢化の進行に伴い、活動組織の見直しが必要な時期にきています。人口が減少し高齢化が進みながらも、昔と変わらない強い絆を持つ区もあれば若い世代の人口が増え活気があふれ出している区もある一方で、区役員等の選出や区内でのつながりが希薄化しているといった問題が出始めています。

社会情勢や地域事情の変化に伴って起こり始めているこういった問題に対して、将来を見据え、小さなうちに解決するため、広域的な視点をもってお互いに助け合える地域づくりに取り組んでいくことが肝要であると考えます。

この交付金は、地域のつながりを強固にし、人権尊重のまちづくりの理念を基本姿勢としながら、市民自らが自主的な地域づくりを積極的に行っていただく取組みを支援するものであり、共生（ともいき）社会における住民自治の実現をめざしています。

(2) 導入効果

- ・ 補助金と違って交付金として自由裁量の枠を広げることで、地域の実情に応じた活動が維持・発展できます。
- ・ 地域課題を自らの力で解決するという自治の力を高めます。
- ・ 区の弱みを補い、強みを活かせる活動が実施でき、区のとつながりや地域の活性化が図れます。
- ・ スポーツに力を入れる地域、文化に力を入れる地域、季節的活動に力を入れる地域など、各地域の個性や資源を生かした地域づくりが可能となります。

2 交付金額

自治振興交付金の総額は、一般会計（前々年度）市民税決算額、現年度分の3%以内で予算に定めた額を自治振興会ごとに算出して交付します。（4種類の交付金はそれぞれ千円未満切捨て）

①基礎交付金・・・従来の敬老事業補助金・防犯灯設置補助金・ゴミ集積所補助金・消防機材等設置補助金、自主防犯活動団体補助金をまとめて交付します。

◆交付金の算定◆

当該年度の自治振興交付金の予算額の内、敬老事業額 1,500 円に前年度の1月1日現在における当該自治振興会の75歳以上の高齢者人口を乗じて得た額、防犯灯事業額を市内の区・自治会所有の防犯灯の総数で除して、当該自治振興会の防犯灯の数を乗じて得た額並びにその他事業額に100分の30を乗じ、23（自治振興会の数）で除して得た額及びその他事業額に100分の70を乗じ、前年度の1月1日における甲賀市人口で除し、同日現在の地域の人口を乗じて得た額の合計額

②区活動交付金・・・直接各区・自治会へ支払われていた区等事務活動交付金をまとめて交付します。

◆交付金の算定◆

- ・区長協力事務費 50,000 円（自治会は 25,000 円）に前年度の1月1日現在における当該自治振興会の地域の区の数に乗じて得た額（信楽地域のみ 10,000 円に旧来の慣習の地域の数に乗じて得た額を加算する。）
- ・区活動費均等割額 40,000 円（自治会は 20,000 円）に前年度の1月1日現在における当該自治振興会の地域の区の数に乗じて得た額（信楽地域のみ 10,000 円に旧来の慣習の地域の数に乗じて得た額を加算する。）
- ・区活動費世帯割額 1,300 円に前年度の1月1日現在における当該地域の区の加入世帯数に乗じて得た額

③事務加算金・・・自治振興会の事務局員の賃金など事務経費に活用できます。

◆交付金の算定◆

当該年度の自治振興交付金の予算額の内、22,000,000 円を 23（自治振興会の数）で除して得た額

④事業加算金・・・自治振興会は、地域や人々のつながりを活かし、市民憲章にある「あふれる愛にあなたも仲間」の一節が示す人権尊重のまちづくり理念を基本姿勢としながら、誰もが「住んでよかった、住み続けたい」地域づくりのために活動する組織です。事業加算金は、そうしたまちづくりの実現のための事業に活用できます。

◆交付金の算定◆

- ・均等割額 当該年度の自治振興交付金の予算額から基礎交付金、区活動交付金、及び事務加算金を差し引いた額に、100 分の 30 を乗じ、23（自治振興会の数）で除して得た額
- ・当該年度の自治振興交付金の予算額から基礎交付金、区活動交付金、及び事務加算金を差し引いた額に、100 分の 70 を乗じ、前年度の1月1日における甲賀市人口で除し、同日現在の地域の人口に乗じて得た額

自治振興会が行う下記のような事業に活用できます。

- (1) 暮らしの安全・安心、防災に関する活動
- (2) 人権尊重（必須）、健康づくり、福祉の増進に関する活動
- (3) 快適な生活環境及び、景観の保全に関する活動
- (4) 社会教育や生涯学習に関する活動
- (5) 地域のスポーツ、文化及び産業の継承と創出に関する活動
- (6) 地域の特性を生かす創作、創造活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地域のまちづくりに関し、特に必要があると自治振興会が認める活動